共同指令センター運営計画書概要

（北西部ブロック第２期整備）

第１章　基本方針

　高度でより専門性の高い消防指令業務を実現させ、それぞれの区域における消防力の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする。

○視点

・住民サービスの向上
・行財政上の効果
・災害対応力の強化

第２章　消防指令業務の共同運用方式

○地方自治法上の市町村の事務の共同処理方法及び各方式

・事務委託方式（地方自治法第２５２条の１４～第２５２条の１６）
・共同設置方式（地方自治法第２５２条の７～第２５２条の１３）
・協議会方式　（地方自治法第２５２条の２の２～第２５２条の６の２）

○共同運用方式のメリット及びデメリット

・消防力の充実・強化
・行政効率上の効果
・財政上の効果

方式の決定

協議会方式（管理執行協議会）により運営

第３章　組織

〇位置：松戸市松戸新田１１４番地の５

〇名称：協議会名称（例）松戸市ほか９市消防指令事務協議会

施設名称　（例）ちば北西部消防指令センター

〇組織：北西部ブロック第２期整備（松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市）

基本方針

・円滑な消防指令業務の運用
・労務管理の向上
・管理責任の強化
・住民サービスの向上
・消防指令業務共同運用による人員の再配置による効率化

勤務形態及び勤務人員の検討
共同運用における問題点の抽出及び検討

↓

３部制勤務、勤務人員６６人（日勤６人・通信員６０人）

第４章　施設整備

○施設活用

・松戸市中央消防署を利用し環境確保（人口２４０万人規模の共同指令センター）

○前提条件

・人口２４０万人規模以上の共同指令センターに必要な設置スペースの確保
・震災時における庁舎の耐震強度等を考慮
・指令システム更新時に備えた回避対策

○施設内容

共同指令センター機器設置場所及び勤務職員の生活環境スペースを確保

↓

・指令管制室・機械室・電算室・電気室の確保

・事務室・休憩室・食堂の確保

・更衣室・仮眠室・シャワー室・トイレ・洗面所の確保（各男性・女性用）

○その他

共同指令センター施設のセキュリティ対策

○共同指令センター設備等における電力の安定確保

非常電源設備の設置及び非常電源経路の確保

第５章　共同指令センターの運営経費

○運営経費負担

・構成消防本部の按分により負担する部分　⇒　人口割９０％＋均等割１０％
（初期経費及び部分更新時の機器費）

・人口規模に応じ負担する部分　⇒　人口割１００％
（維持管理に必要な経費）

・構成消防本部独自で負担する部分　⇒　構成消防本部１００％
（それぞれの消防本部に特化した設備、機器の整備及び改修費）

○維持管理

・保守体制の確保　⇒　２４時間３６５日の安定稼動
・担当員の配置　⇒　協議会運営及び維持管理
・保守範囲　⇒　原則として使用する施設及び機器
・維持経費　⇒　共同整備部分・個別整備部分を明確化

協議会において整理

第６章　共同指令センターの業務範囲

○共同指令センターの業務範囲

・消防指令業務として共通認識を持った必要不可欠な業務
・市長部局等から委託若しくは依頼されている業務

→ 可能な限りシステム化し実施

↓

業務の負担軽減

・緊急通報の受信
・災害指令
・医療機関及び行政機関への出場要請
・部隊運用
・無線運用
・情報収集及び伝達
・関係機関への連絡（緊急）
・関係機関への連絡（事後）
・システム、無線維持管理
・協議会事務
・指令業務に関する事務

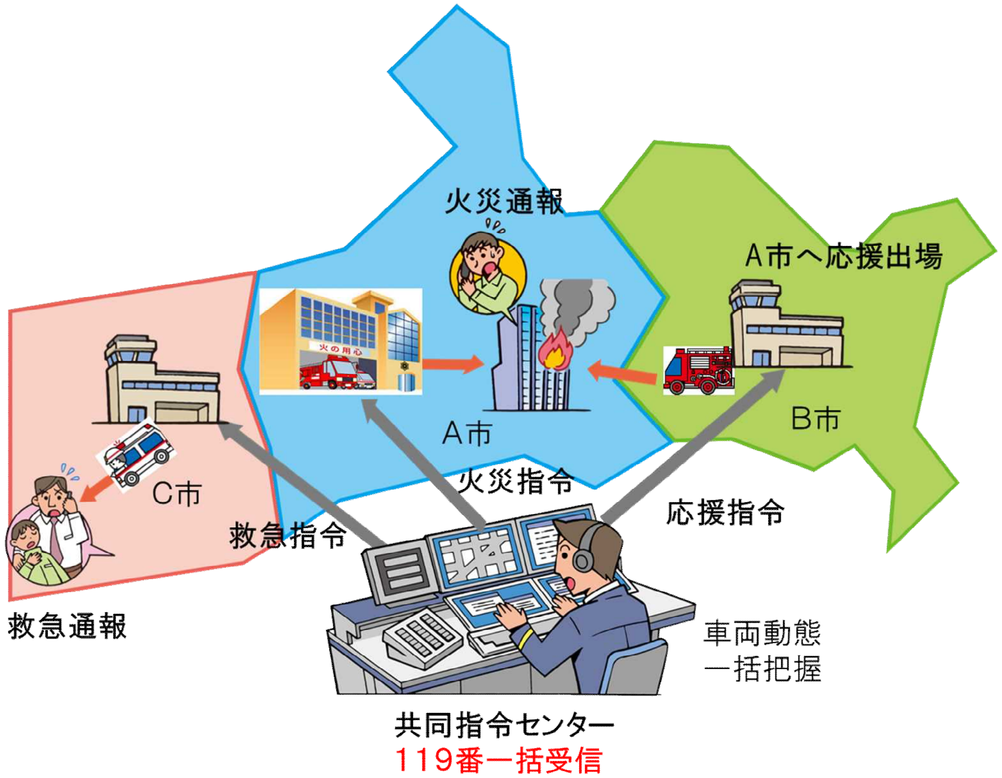

・消防団への連絡

順次指令・Ｅメール指令 → **電話、メール**

・関係機関への連絡（緊急・事後）

共同指令センター → **電話、メール、ＦＡＸ等**

・大規模・特殊災害時の防災機関への報告等

共同指令センター → **国、県、市へ報告**

<u>○共同指令センター基本業務要領</u>

緊急通報受付 ⇒ 災害地点決定 ⇒ 予告指令 ⇒ 出場車両編成 ⇒ 出場指令 ⇒

支援情報提供 ⇒ 無線運用 ⇒ 事案車両管理 ⇒ 関係機関連絡 ⇒ 事案終了

第７章　部隊運用

○部隊運用

共同指令センターのメリットを最大限に生かした運用

・構成消防本部の出場計画に基づく部隊編成
・統一した災害区分及び指令区分

⇒ 市内直近選別方式による自動出場

○相互応援

構成消防本部間の応援体制

検討における前提条件（消防相互応援協定を保持）

・市町村消防の原則の範囲内であること
・応援消防本部の負担を軽減できること
・具体的な住民サービスの向上があると捉えられる計画であること
・救急応援は各地域メディカルコントロール協議会での取り組みと整合性が取れた体制であること

⇓

事前承認による自動応援出場

・消防隊の運用
・救急隊の運用
・特殊車両の運用

船橋市消防局及び北東部・南部ブロックに隣接する応援体制

・隣接する構成消防本部との連絡体制及びシステム化について ⇒ 迅速な応援体制の確立

○地域メディカルコントロール協議会との関係

・指令業務の共同運用とメディカルコントロール体制に関する検討会設置
  ・常駐医師制度の運用（千葉市消防局の常駐医師について）
  ・ドクターヘリ要請
  ・口頭指導プロトコール統一
  ・隣接市町村境界の出動及び活動体制

⇒ 検討結果に基づき運用

○無線運用

・無線運用
・無線用語

⇒ 統一を図る

○運用初期における対応

・共同指令センター運用初期におけるリスク回避

⇒
・派遣職員の分散配置
・システム機能の強化
・研修体制の強化

○非常招集体制

・大規模災害や局地的災害による共同指令センター職員の非常招集体制を確保

○共同指令センター運用マニュアル

・指令管制業務全般にわたる運用マニュアルの作成

⇒ 統一的対応

第８章　共同指令センターにおける情報の提供及び公開

○情報提供

・範囲と方法を明確化し情報提供に努める

○災害事案の問い合わせ

・初期の問い合わせ ⇒ 共同指令センター（一次対応）｝・災害情報メール ・市民案内

・詳細の問い合わせ ⇒ 構成消防本部対応

○情報公開

・情報の公開 ⇒ 構成消防本部対応

・必要な情報提供 ⇒ 共同指令センターが情報提供

○個人情報の取扱い

・個人情報の保護に関する法律により適正な取扱いを確保

↓

構成市の条例等を準用することを基本

○共同指令センター（第２期整備）について周知 ⇒ 法定協議会設置のタイミングで実施

第９章　資格・研修

○通信員の資格（例）

・救急救命士
・救急隊員の資格を有する者
・応急手当指導員

→ いずれか必須

・第一級陸上特殊無線技士
・第二級陸上特殊無線技士
・第三級陸上特殊無線技士
・指令業務等の経験が１年以上
・特に消防長が推薦する者

→ 考慮

○システム管理員の資格（例）

・所掌事務に関する知識及び技術を有する者
・特に消防長が推薦する者

○研修

・運用開始前までに計画を策定　⇒　協議会において策定
　・研修期間
　・研修場所
　・研修計画

第１０章　情報セキュリティ対策

○情報セキュリティ対策

・個人情報保護の観点から情報セキュリティ対策は万全を期す

○情報セキュリティポリシー

・国のガイドラインに基づき情報セキュリティ対策を定める

情報セキュリティ対策の体系

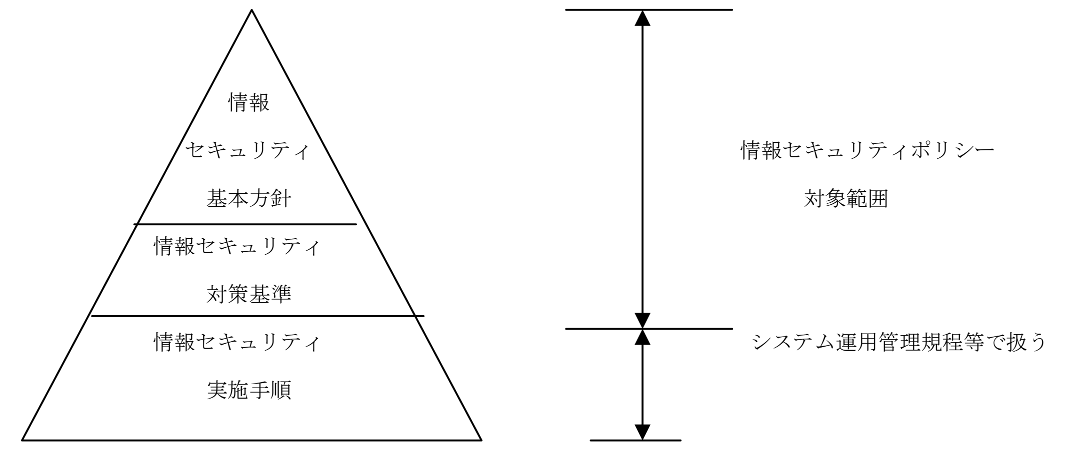

○個人情報の取扱い

・共同指令センターで取扱う個人情報 ⇨ 構成消防本部で協議

第１１章　既存消防システムとの関係

○消防本部独自で接続する必要がある設備・機器

○共同指令センターと既存消防システムとの接続に関する取扱い

・高所監視カメラ
・消防ＯＡシステム
・その他

⇒ 接続 ⇒ 共同指令センター

インターフェース設備も含め各消防本部で整備

第１２章　協議会事務に必要な備品

○勤務に必要な備品・勤務環境における備品

・事務机、椅子、ワゴン、キャビネット
・パソコン、サーバ、電話機、複合機等のＯＡ機器等
・関連する消耗品
・更衣ロッカー、ベッド、テーブル、家電機器等

→ 負担金にて整備

○環境構成

・情報の掲載
・各消防本部との情報交換
・事務連絡等

⇒ 必要 ⇒ インターネット接続環境の構築

第１３章　議会に付すべき事項

○法定協議会

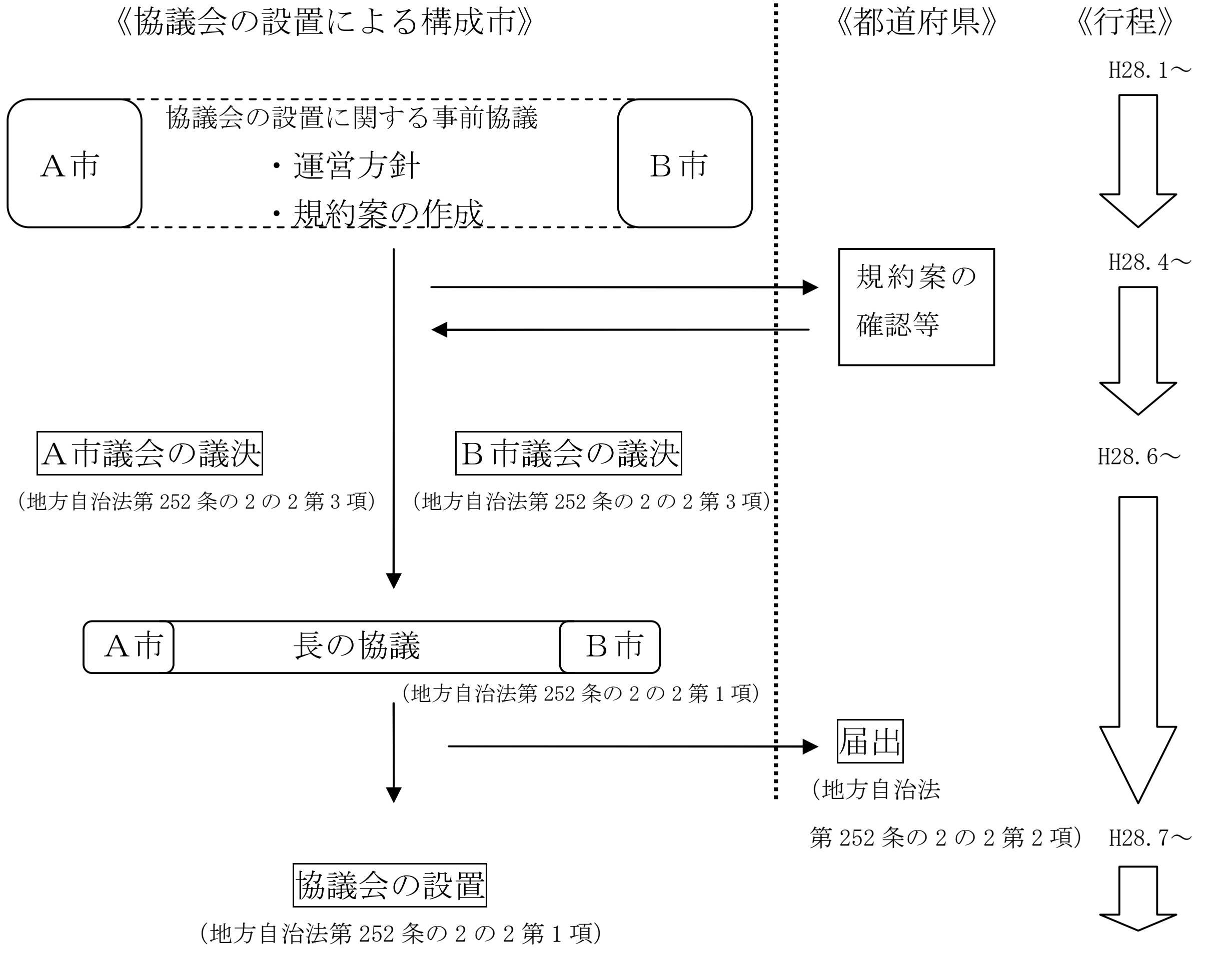

○規約

・地方自治法第２５２条の４ ⇒ 協議会の規約に規定を設ける